

岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年11 月 4 日

岩手県教育委員会
教育長 佐 藤 一 男

岩手県教育委員会規則第 9 号

岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正前

別表（第 2 条関係）

学校名	区分	教育の 対象者	部	課程等	学 科	修 業 年限
[略]						
岩手県立 盛岡みた け支援学 校	本校	[略]				
	奥中	知的障	小学部			6 年
	山校	害者	中学部			3 年
		肢体不 自由者				
[略]						
岩手県立 久慈拓陽 支援学校	[略]					
[略]						

改正後

別表（第 2 条関係）

学校名	区分	教育の 対象者	部	課程等	学 科	修 業 年限
[略]						
岩手県立 盛岡みた け支援学 校		[略]				
	[略]					
	岩手県立 久慈拓陽 支援学校	[略]				
	岩手県立 二戸北星 支援学校	本校	知的障	小学部		
		害者	中学部			3 年
		肢体不 自由者	高等部	全日制	普通科	3 年
奥中 山校		知的障	小学部			6 年
		害者	中学部			3 年
		肢体不 自由者				
[略]						

備考

改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。